

「生物と気象」投稿規程

1. 総則

「生物と気象」は、日本農業気象学会(以後「本会」と呼ぶ)が発行する学術誌で、本会会員に対して有益と思われる和文の原著論文や記事などを掲載する。年4回発行し会員に送付するとともに、インターネット(ウェブ)上でも発行する。本会編集委員会が認めた場合を除き、投稿原稿の著者のうちの少なくとも一人は本会会員でなければならない。

2. 著作権

記事の著作権(複製権、公衆送信権)は本会に帰属する。図表の転載は本会の許可を受けること。

3. 編集委員会

「生物と気象」編集委員会は、編集委員長と副編集委員長(以上編集理事)、および若干名の編集委員とで構成される。編集委員長は本会編集委員会の副委員長を兼務する。編集委員会は投稿原稿の採否決定、必要な原稿の執筆依頼を行い、本誌の編集を行う。第4条に定める学術記事の審査にあたっては、編集委員会はその都度審査委員を委嘱し、審査委員の意見を参照しながら投稿原稿の修正を求めることができる。論文・記事の企画や内容などの必要に応じて、特別編集委員を臨時に任命あるいは委嘱することがある。

4. 原稿の種類

原稿は基本的に、次の(1)～(3)に該当する学術記事および(A)～(I)に該当する一般記事に大別される。学術記事については審査を行い、受理されたものを掲載する。

(1) 原著論文

原著論文はオリジナリティーを持つ論文で、研究論文と短報がある。研究論文は、農業気象学および関連分野の論文で学術的に価値あるものでなければならない。短報は新しい結果、方法、現象を速報するものである。著者は、すでに他の原著論文誌(機関紙を含む)に発表した論文(投稿中を含む)と、主な内容が重複する論文を原著論文として投稿してはな

らない。

(2) 総説

総説は、ある主題について文献を整理し、新たな問題点や方向性について体系的に論述したものでなければならない。

(3) 論説・資料・討論

論説は、農業気象学の研究のあり方、学会活動などに関する会員の意見である。資料は、基礎面、応用面、実際面に役に立つ情報を紹介する。討論は、他の原著論文に対する批判や研究上の方法論などを述べたものである。なお、他の原著論文に対する誌上討論の受付は、対象論文の掲載後から6か月間とする。

(A) 講座・解説・研究トピック

講座・解説は、基本的、応用的主題を教育的に説明する。原則として本会から依頼する。研究トピックは、最近の注目の研究テーマに関する解説や、研究施設あるいは研究室紹介などを含む。原則として投稿によるが、本会から依頼することもある。

(B) 研究部会報告

各研究部会からの活動報告や記事などである。研究部会からの投稿による。

(C) 書評・新刊紹介

書評・新刊紹介は、内外の出版物、研究報告の中で会員の役に立つものを紹介する。原則として投稿によるが、本会から依頼することもある。

(D) 国内外の会議報告・海外報告

国内外の会議報告は、国内外で開催された農業気象研究関係の会議への参加会員からの報告であり、原則として投稿によるが本会から依頼することもある。海外報告は、海外での研究ならびに研究組織の動向についての情報であり、原則として投稿によるが、本会から依頼することもある。

(E) 支部報告

各支部大会における一般研究発表の要旨、ならびにシンポジウムなどの内容に関する報告である。各支部の事務局による取りまとめを経て、投稿されたものによる。

(F) 学会賞受賞講演要旨

日本農業気象学会の学術賞、ならびに普及賞の受賞講演要旨である。本会から依頼する。

(G) 学会記事

学会から会員に向けた各種案内である。

(H) 会員の声(あるいは「寄稿」など)

会員からの情報提供・話題提供等、上記のカテゴリーにこだわらず、会員相互のコミュニケーションに役立つ内容を扱う。

(I) その他

以上の(1)～(3)ならびに(A)～(H)に明記した原稿の種類とは別に、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の記事を掲載することができる。規定ページ数は既存種別のものを参考に定める。

5. 原稿の作成

5.1 言語

原稿は和文とする。ただし種別(1)、(2)の要旨には英文を用いる。

5.2 種別(1)～(3)の原稿作成について

『生物と気象』原稿作成要領(原稿種別(1)～(3)用)」に従って原稿を作成する。

5.3 種別(A)～(I)の原稿作成について

『生物と気象』原稿作成要領(原稿種別(A)～(I)用)」に従い、(<https://agrmet.jp/publications/cinb/>)からテンプレートをダウンロードして原稿を作成する。

6. 出版料金と原稿の長さ

投稿原稿のうち、種別(1)～(3)については出版料金を徴収する。

研究論文、総説、資料は、筆頭著者または Corresponding author(以下 CA)が本会会員である場合、原稿あたり 35,000 円を徴収する。筆頭著者または CA が本会会員以外の場合は 70,000 円を徴収する。

短報、論説、討論は、原稿あたり 20,000 円を徴収する。筆頭著者または CA が本会会員以外の場合は 40,000 円を徴収する。

種別(A)～(I)の原稿は、規定ページ以内は無料とする。

種別(1)～(3)、種別(A)～(I)のいずれも規定ページ数(刷り上がり)を超えた場合、1 ページあたり 10,000 円の超過ページ料金を支払う必要がある。

る。なお、1 ページあたりの文字数等は論文原稿作成要領を参照すること。

- ・ 研究論文、総説、資料：規定ページ数 10 ページ
- ・ 短報、論説、討論：規定ページ数 5 ページ
- ・ 講座・解説、国内外の会議報告、海外報告、研究部会報告、会員の声：規定ページ数 8 ページ
- ・ 学会賞受賞講演要旨：規定ページ数 5 ページ
その他の原稿のページ数は以下の長さを目安とする。
- ・ 書評・新刊紹介：1～2 ページ
- ・ 支部報告：(一般研究発表 1 題あたり) 250～350 字、(シンポジウム 1 件あたり) 250～500 字。

カラーの図表等を掲載する場合には著者に実費を請求する。また、別刷りを希望する場合は別途請求する。カラーページ料金、別刷り料金については別途定める。

7. 利益相反

投稿論文に関わる研究の遂行や論文作成に際して、政府・企業・団体等から研究費、試料・資料、物品及び便宜等の供与を受けた場合は、その旨を脚注又は謝辞に記載しなければならない。また、投稿者(すべての共著者を含む)が、投稿論文の内容に関連する企業や営利団体から報酬等を得ている等の利益相反がある場合は、その旨を脚注に記載しなければならない。なお、利益相反が存在しても、それ自体は査読に影響するものではない。

8. 著者校正

著者は初校のみを行う。校正の際の加除筆は原則として認めない。

9. 提出

『生物と気象』原稿作成要領(原稿種別(1)～(3)用)、『生物と気象』原稿作成要領(原稿種別(A)～(I)用)」に従って、投稿票および原稿のファイルを電子メールで提出する。

10. 発効

本投稿規程は 2022 年 2 月 1 日受付分より適用する。